

(翻訳)

商標法

連邦議会法第 No. 3, 2019

ミャンマー暦 1 月下弦 10 日

(The 10th Waning Day of Pyatho)

2019 年 1 月 30 日

連邦議会はここに本法を制定する。

第 1 章 表題、有効性及び定義

1. (a) 本法は「商標法」と称するものとする。
(b) 本法は、連邦大統領が発効の目的のために指定する日に発効するものとする。
2. 本法に含まれる次の用語は、以下に定める意味を有するものとする。
 - (a) 連邦とは、ミャンマー連邦共和国をいう。
 - (b) 中央委員会とは、本法に基づき組成される知的財産権の中央委員会をいう。
 - (c) 本省とは、連邦政府の下における商業省をいう。
 - (d) 関連庁とは、連邦政府の下における情報省、工業省、農業畜産灌漑省、又は教育省をいう。
 - (e) 本機関とは、本法に基づき組成される知的財産権機関をいう。
 - (f) 本局とは、本省から知的財産権の登録に関連する業務を割り当てられている局をいう。
 - (g) 登録官とは、知的財産権に関連する業務を引き受ける本局の局長 (Director General) をいう。
 - (h) 審査官とは、知的財産権の登録における審査手続を行う本局の部長補佐 (Assistant Director) 以上の地位の担当官をいう。

- (i) 知的財産権とは、知的財産を保護するために法律により付与された権利をいう。「知的財産権」という用語には、著作権、特許権、工業意匠権、商標権その他の知的財産権を含む。
- (j) 標章とは、個人名、文字、数字、図形要素、色の組み合わせ、又はそれらを組み合わせたものを含む、事業における商品及び役務を他者のものとの区別を可能にする視覚的標識をいう。この用語には、商標、サービスマーク、団体標章、及び認証標章を含む。
- (k) 商標とは、ある者が商取引に際して取引する商品について、他者が同様に取引する商品との区別を可能にする標章をいう。
- (l) サーマークとは、サービスの提供に際してある者が提供するサービスにつき、他者が同様に提供するサービスとの区別を可能にする標章をいう。
- (m) 団体標章とは、産業の企業家、製造者又は業者から成る機構又は組織のような組織、社会経済組織、又は協同組合により保有される標章をいう。この用語には、当該組織の構成員の商品又はサービスと、他の商品又はサービスとの区別を可能にする標章が含まれる。
- (n) 認証標章とは、標章の権利者により、商品及びサービスの出所、品質、種類又はその他性質に関連し、標章の権利者の管理下において使用されることが保証される標章をいう。
- (o) 地理的表示とは、ある商品の品質、評判又はその他性質（の要因）が本質的にその地理的原産に帰せられる場合において、ある国、又は当該国の地域若しくは地方を出所に持つ商品を特定する標識をいう。
- (p) 著名な標章とは、所定の基準に従って連邦内において著名な標章をいう。
- (q) 商号とは、ある取引事業と他の取引事業との区別を可能にする氏名又は呼称をいう。
- (r) 標章の権利者とは、その名が本局の登録簿において登録権利者として登録され認証されている者又は法人をいう。

- (s) 権利者とは、標章の権利者、著名な標章の権利者、地理的表示の権利者、商号の権利者、登録商標の譲受人、又は登録商標の権利を行使し得るライセンスとしての権限を付与されている個人又は法人をいう。
- (t) 加盟国とは、知的財産に関する協定、条約、合意、又は連邦が加入している協定、条約、又は合意に関連する国際機構又は地域機構の加盟国をいう。
- (u) 知的財産権裁判所とは、法に基づき連邦最高裁判所により設立された知的財産権に関する事項を裁定するための裁判所、又は連邦最高裁判所により管轄権又は権限を付与された裁判所をいう。
- (v) 優先権とは、第 31 条に定める優先権をいう。
- (w) 博覧会優先権とは、第 32 条に定める博覧会の優先権をいう。

第 2 章 目的

3. 本法の目的は以下のとおりである。

- (a) 標章を保護することにより、投資、貿易及び商取引を促進すること
- (b) 標章及び権利の権利者の利益を保護すること
- (c) 偽造標章又は偽造商品の市場への流入を防止することにより、公正な競争市場システムを作り、かつ、公衆にとって安全な環境を作ること
- (d) 地理的表示を保護することにより連邦の国内商品の品質を強化し、かつ、国際市場に参入することにより地域社会の社会経済生活の更なる発展を振興すること

第 3 章 中央委員会の組成及び機能

4. 連邦政府は、

- (a) 知的財産権に関連する機能を監督するため、知的財産権の中央委員会を組成するものとする。

i.	副大統領	議長
ii.	連邦の本省大臣	副議長
iii.	関連省庁の副大臣	構成員
iv.	その他適切な省庁の副大臣又は局長	構成員
v.	知的財産専門家（4人を超えないものとする）	構成員
vi.	二人の非政府組織（NGO）代表者	構成員
vii.	大統領の任命した者	秘書官
viii.	本局の局長	共同秘書官

(b) (a)に基づき組成された中央委員会については、必要に応じて組織改革を行うことができる。

5. 中央委員会の機能は以下のとおりとする。

- (a) 連邦において知的財産権に関連する機能を適正に発展させるために、知的財産権に関連する政策、戦略、及び事業計画を採用すること
- (b) 知的財産権に関連する政策、戦略、及び事業計画の実施を監督すること
- (c) 知的財産権の保護システムを通じ、連邦の経済、外国投資、中小企業の経済の発展を促進及び振興するために指導を行うこと
- (d) 知的財産権に関連する活動を発展させるため、人材に対する研修及び教育を促進すること
- (e) 知的財産権のシステムを発展させるため、及び当該システムが十分機能することを確実にするため、該当する政府の局、政府機関、その他機関、及び民間企業家と協働すること
- (f) 必要な技術支援及びその他支援を得るために、地元及び外国の組織との協議を奨励すること
- (g) 連邦政府により随時指定されるとおりに知的財産権に関連する活動を行うこと

第4章 本機関の組成及び責任

6. 中央委員会は、
- (a) 連邦政府の承認を得て以下の知的財産権機関を組成するものとする。
- | | | |
|------|-----------------------------------|-------|
| i. | 中央委員会の秘書官 | 議長 |
| ii. | 本省及び本機関に関連する省庁の局長ら | 構成員 |
| iii. | 知的財産専門家
(8人を超えないものとする) | 構成員 |
| iv. | 非政府組織 (NGO) 代表者
(5人を超えないものとする) | 構成員 |
| v. | 本局の局長 | 秘書官 |
| vi. | 本局の部署の長 | 共同秘書官 |
- (b) (a)に基づき組成される本機関については、必要に応じて改革を行うことができるものとする。
7. 本機関の議長は、副大臣級の地位であるとみなされるものとする。
8. 本機関の職責は以下のとおりとする。
- (a) 商標権に関連する活動を統括する。
- (b) 商標権のシステムを適正に発展させるために、商標権に関連する政策、戦略及び行動計画を中央委員会により指定されたとおりに実施し、かつ、人材に対する研修及び教育の活動を実施すること。
- (c) 連邦が、加盟国として、商標権に関連する協定、条約、及び合意を締結できるよう、中央委員会に対して同機関の見解に関する情報を提供すること。
- (d) 連邦が加盟国となっている商標権に関する協定、条約、及び合意の実施。
- (e) 商標権に関し、該当する地元組織、国際機構、地域組織、及び加盟国と協力すること。

- (f) 必要なワーキンググループを組成し、中央委員会の承認を得た上で、それらに商標権侵害についての訴訟提起を行う職責を割り当てること。
- (g) 必要なワーキンググループを組成し、中央委員会の承認を得た上で、それらに商標権に関連する活動を行うように職責を割り当てること。
- (h) 該当する地域社会の経済発展を奨励するため、連邦内の各地域において生産された高品質商品を保護すること。
- (i) 登録官の決定に対する審判請求に際して決議を採択すること。
- (j) 連邦政府の承認を得た上で、中央委員会を通じ、本法に従って課される費用を指定すること。
- (k) 商標権登録の承認に使用される印章を承認し、指定すること。
- (l) 進捗報告書及びその他要求される報告書を中央委員会に提出すること。
- (m) 中央委員会に商標権についての年次報告書を提出すること。
- (n) 中央委員会が随時指定するとおりに知的財産権に関連する活動を行うこと。

第5章 本局の職責

- 9. 本局の職責は以下のとおりとする。
 - (a) 商標権の登録に関する公開を行うこと
 - (b) 商標権の登録簿を保持すること
 - (c) 知的財産権の各分野について設立される部署の各々の活動を監督すること
 - (d) 本機関により随時割り当てられる、知的財産権に関連する職務を遂行すること

第6章 登録官及び審査官の任命及び職務

- 10. 本省は、本機関の要請があった場合、知的財産権に関連する活動を本局内で行うために、必要に応じて登録官及び審査官を任命することができる。
- 11. 登録官の職務は以下のとおりとする。

- (a) 標章登録の申請及び審査手続を監督すること
 - (b) 標章登録の職務を全うするにあたり、審査官の調査結果に従って（手続を）進めること
 - (c) 標章登録に関する決定を行うこと
 - (d) 中央委員会及び本機関により割り当てられた知的財産権に関連する職務を遂行すること
12. 審査官の職務は以下のとおりとする。
- (a) 標章登録及び地理的表示登録出願を審査すること
 - (b) 標章登録の申請に関連する審査における調査結果及び意見、並びに、異議申立書及び答弁書の評価を登録官に提出すること
 - (c) 標章登録に関する職務を全うするために、登録官の承認を得て該当する者につき審査を行い、必要書類を要求すること
 - (d) 登録官に対し、当該登録を認めるか否かに関する審査官の意見を添えて標章登録申請書を提示すること
 - (e) 本機関、本局及び登録官により割り当てられる、知的財産権に関連する職務を全うすること

第7章 登録不可能な標章

13. ある標章が以下の項目のいずれかに該当する場合、当該事由は登録の絶対的拒絶理由とみなされ、当該標章は登録されないものとする。
- (a) 標章が識別性を有さない場合
 - (b) 取引上、商品の生産又はサービスの提供の種類、関連情報、品質、数量、意図された用途、価値、地理的原産、若しくは生産時期、又は商品若しくはサービスのその他の性質を特定する役割を果たし得る記号又は表示のみにより構成される標章
- 例外：以下の場合、標章の登録申請は拒絶してはならないものとする。

- (e) 著名な標章と同一又は類似し、当該著名な標章が使用されている商品又はサービスと類似又は同一である商品又はサービスについて使用され、それ故に需要者に誤解を与えている標章について登録出願の申請がなされているもの
- (f) 登録出願が申請されている標章で、登録済みの著名な標章と同一又は類似しており、かつ、当該登録済み著名標章が保護されている商品又はサービスとは異なる商品又はサービスについて使用されているが、出願人の商品又はサービスと当該著名標章の権利者との間に繋がりがあることを示唆し得るものであり、そのような使用が当該登録済み著名標章の権利者の利益を害する可能性があるもの

第8章 出願

- 15. 標章についての権利を得るために当該標章の登録出願を申請することを望む者は、所定の要件に従って登録官に出願を提出することができる。
- 16. 標章登録の出願人は、
 - (a) 登録出願申請書をミャンマー語又は英語で作成することができる。
 - (b) 登録官の要請があれば、申請書をミャンマー語から英語に、又はその逆に翻訳するものとする。
 - (c) 当該翻訳が(b)に従って要求された場合、翻訳に認証の署名をするものとする。
- 17. 標章登録の出願人は、
 - (a) 登録出願申請書に以下の情報を記載するものとする。
 - i. 登録の申請
 - ii. 出願申請をする個人又は法人の名及び住所

- iii. 出願人が出願のために代理人を任命した場合、代理人の名、NRC 番号、及び住所
 - iv. 標章の明確かつ詳細な説明
 - v. 標章登録の目的における商品及びサービスの国際分類に従った、商品及びサービスについて意図される登録の範囲、並びに、商品及びサービスの名称及び種類
- (b) 要求された場合、(a)の情報に加え、以下の情報を提供するものとする。
- i. 法人が出願する場合、当該法人の登記番号、法人の種類、及び設立国
 - ii. 出願人が優先権の主張を行う場合、優先権主張に加え、当該優先権の存在を示す確たる証拠
 - iii. 出願人が博覧会優先権を主張する場合、博覧会優先権主張に加え、当該博覧会優先権の存在を証明する確たる証拠
 - iv. 提出される出願の対象である標章が証書登記所において登記されている場合、当該標章が登記されている旨を示す書類
 - v. その他本機関及び本局が随時定めるその他の要件

18. 第 17 条(a)に定める要件を満たす標章の登録出願申請を本局が受領した日を、出願人の所定の費用の支払により、連邦における登録出願申請が行われた日とみなす。

19. (a) 二人以上の者が、異なった日に同一又は類似の標章の登録出願を行い、当該出願に関して紛争がある場合、登録官は、最も早く要件を満たす登録出願を行った出願人の標章の登録を認めるものとする。

(b) (a)に従って出願を行うにあたり、出願人が優先権又は博覧会優先権を主張する場合で、当該出願に関して紛争がある場合、その出願が登録の要件を満たし、最も早い優先日を伴う出願を行った出願人に対して標章の登録を認めるものとする。

20. 二人以上の出願人が同一又は類似の標章の登録出願を同日に申請した場合、又は同一の優先日を主張した場合、
- (a) 登録官は全ての出願人に対し、適切な期間の相互の協議を経て、当該出願人らが標章の出願人に指定することを望む者の氏名を提示するよう指示するものとする。
 - (b) 出願人らは、登録官の指示のとおり相互に協議した上で、自らが標章の出願人として指定した者の氏名を登録官に通知するものとする。
 - (c) (a)に基づく登録官の指示にもかかわらず、出願人らが当該事項につき合意に至らなかった場合、当該出願人らは、登録官が所定の方法で行う決定に従うものとする。
21. 標章登録の出願人は、
- (a)
 - i. 登録官が標章の登録を許可又は拒絶する前、又は本機関が登録官の決定に対する審判請求に関して決定を行う前に、出願申請書、翻訳若しくはその他補助的書類に記載の文言中の誤記、又はその他補正可能な誤謬を補正することを望む場合は、所定の費用を払い、登録官に出願申請書の補正を要求することができる。
 - ii. 標章の登録出願を取り下げを要求することができる。
 - iii. 登録官に対し、所定の費用を支払った上で、多種の商品又はサービスに係る出願を複数の別個の新たな出願に分割すること、又は提出された商品及びサービスのリストにつき、当該リストを拡張することなく限定し又は項目を減らすことを要求することができる。
 - (b) (a) (iii)に基づき分割された新たな出願を提出する場合、当初の出願の申請日が、上記により分割された当該出願の申請日とみなされるものとする。
22. 登録官は、第 21 条に基づき行われた要求を審査した上で、所定の条件に従って補正を認めることができる。

第9章 審査、異議申立、及び登録

23. 標章の登録出願に関し、審査官は、
- (a) 出願が第 13 条に記載の制限に対応しているか、及び第 17 条に記載の情報全てを含んでいるかを検討し、自身の意見を付して、登録官に対して要件を満たす出願を提出するものとする。
 - (b) 出願が第 13 条に記載の制限に対応しているか、及び第 17 条に記載の情報全てを含んでいるか否かを検討し、登録官の承認を得た上で、出願人に要件を満たさない出願を補正するよう通知するものとする。出願人が当該通知の受領から 30 日以内に出願を補正しなかった場合、当該出願は取り下げられたものとみなされるものとする。
 - (c) 審査官が(b)に従って補正された出願を受領した場合、当該審査官はかかる出願を審査し、補正に関する自身の意見を付して登録官に提出するものとする。
24. 標章登録の出願人が、
- (a) 期限を守らず、そのことにより当該標章の出願に関連する権利が無効になった場合、当該出願人は、以下に該当する場合は、当該標章の出願を登録官に対して再申請することができる。
 - i. 期限を守らなかったことに起因する無効化の日から 60 日以内に申し出た場合
 - ii. 期限を守らなかったことについての必要な全ての文書、情報、又は説明を提出した場合
 - iii. 期限を守らなかった理由を申出書に記載した場合
 - iv. 所定の費用を支払った場合
 - (b) 審判請求期間内に(a)に基づき権利を求める申請がなされた場合、登録官は当該手続を一時停止するものとする。

25. 登録官は、
- (a) 該当する標章の出願に関連する権利が無効化された場合、審査の上、無効化された標章の再登録申請を第 24 条(a)に従って受理することができる。
 - (b) 異議申立を行う機会を与えるために、第 13 条及び第 17 条の規定に適合する出願を所定の方法で公開するものとする。
26. 標章登録の出願に異議を申し立てることを望む者は、公開の日から 60 日以内に第 13 条及び第 14 条の規定に関連する理由を記載した異議申立書を登録官に対して提出することができる。
27. 異議申立書の受領後、登録官は出願人に対し、所定の期間内に当該異議申立に反論する機会を与えるため、書面による通知を送付するものとする。
28. 標章登録の出願申請に関し、登録官は、
- (a) 公開の日から 60 日以内に異議申立書が提出されなかった場合、当該標章登録出願を認容することができる。
 - (b) 当該異議申立が第 13 条又は第 14 条の規定を遵守しているか否か審査した上で、当該異議申立を認容し又は拒絶することができる。
 - (c) 登録簿に当該出願の認容又は拒絶の旨を登録し、出願人に当該認容又は拒絶につき通知し、所定の方法で当該認容又は拒絶の旨を公開するものとする。
 - (d) 標章登録の出願が認容された場合、出願人に対し、標章の登録証を発行するものとする。
29. 標章の権利者は、

- (a) 標章の登録証の原本を紛失又は汚損した場合、所定の費用を支払った上で、登録官に対して標章の登録証の認証付きの写しを請求することができる。
 - (b) 所定の費用を支払った上で、登録官に対し、登録簿に記載の文言の誤記又はその他補正し得る誤謬又は国籍及び住所の詳細の訂正を請求することができる。
30. 登録官は、
- (a) 第 29 条(a)に従って提出された出願を審査した上で、標章の登録証の認証付きの写しを発行するものとする。
 - (b) 第 29 条(b)に従って提出された出願を審査した上で、出願人が訂正を行うことを許可することができる。

第 10 章 優先権

31. いずれかのパリ条約加盟国又は世界貿易機関の加盟国において標章登録の出願を行った者、又はその権利承継人が、加盟国において登録されている標章と同一の商品又はサービスについての同一の標章の登録出願を、加盟国におけるそのような最初の出願申請日から 6 か月以内に本局に提出した場合、その申請日において、当該最初の出願の日からの優先権を有するものとする。
32. パリ条約加盟国又は国際貿易機関加盟国の該当する政府によって主催又は認証された国際博覧会での展示と同一の商品又はサービスについて、そのような国際博覧会における標章の展示の日から 6 か月以内に標章の登録出願を本局に提出した場合、その申請日において、最初の展示の日からの博覧会優先権を付与されるものとする。
33. 博覧会優先権は、第 31 条に基づいて出願の日から付与される優先権の（有効）期間を超えないものとする。

第 11 条 登録期間及び登録の更新

34. 登録標章の登録期間は当該標章の出願申請日から 10 年間とする。登録の 10 年の期間の満了後は、登録は 10 年の期間で都度更新することができる。
35. 標章の権利者が登録期間を更新することを望む場合、
 - (a) 当該権利者は、所定の費用を支払った上で、当該登録の期間満了日の 6 か月以内に当該登録の更新申請を行うものとする。
 - (b) 当該権利者は、所定の登録費用及び遅延料金を支払った上で、当該登録の期間満了日の経過後 6 か月の猶予期間内に、当該登録の更新申請を行うものとする。
36. 登録官は、以下を行うものとする。
 - (a) 要件を満たす登録更新申請を認容する。登録更新証明書は、従前の登録期間の満了日に発効するものとする。
 - (b) 登録更新申請が、当該申請の審査の結果、要件を満たしていた場合、登録を 10 年の期間更新し、当該登録更新を所定の方法で公開する。
 - (c) 登録更新及び所定の費用の支払を登録簿に登録する。
 - (d) 当該標章の権利者が登録更新のための所定の費用を 6 か月の猶予期間内に支払わなかった場合、登録標章の登録を取り消す。
 - (e) 登録簿に登録標章の取消を登録し、当該取消を所定の方法で公開する。

第 12 章 登録標章に付随する権利

37. 標章の権利者が第 11 章の規定に従う場合、当該権利者は、本章の規定する登録標章に付随する権利を登録期間中与えられるものとする。
38. 第 39 条及び第 40 条の規定に従い、標章の権利者は、

- (a) 独占的権利として、
 - i. 本法の下、取引に際して、標章の権利者の同意を得ずに、標章と同一又は類似する記号を、当該標章が登録された商品又はサービスと同一又は類似する商品又はサービスに関連して使用するような、誤解を与え得る他者の行為を防止する権利を有するものとする。
 - ii. 登録の標章の権利を侵害する者に対して民事訴訟若しくは刑事訴訟又はその両方を提起する権利を有するものとする。
 - iii. 以下の場合、取引に際して、登録された著名な登録標章、又は当該標章と同一若しくは類似する記号を、標章の権利者の同意を得ずに、異なる商品又はサービスに関連して使用する行為を防止する権利を有するものとする。
 - (aa) 著名な標章の権利者と当該標章が使用された商品又はサービスとの関連性を示唆するような外観を有する場合
 - (bb) かかる著名な標章の権利者の利益を害し得る場合
- (b) 第 13 章及び第 14 章の規定に基づいて登録された標章に付随する権利につき、他者に対して譲渡又は使用許諾することができる。

39. 標章の権利者は、善意の第三者による産業又は取引における以下の情報の利用を禁止する権利を有さないものとする。

- (a) 権利者個人の名又は住所
- (b) 商品又はサービスの種類、関連情報、品質、数量、意図された使用目的、価値、地理的原産、生産時期、又はその他性質の記載
- (c) 商品又はサービスの意図された使用方法を示す記載（特に、付属品やスペア部品の意図された使用方法を示す記載）

40. 標章の権利者は、自身又は自身の同意を得た他者が市場で流通させる商品への当該標章の利用を禁止する権利を有さないものとする。
41. 第 40 条の規定にかかわらず、商品を市場において流通させた後で当該商品の状態に変化があり、又は当該商品が良い状態にない場合、当該標章の権利者は既存の法律の下、当該商品の販売継続を禁止することができる。

第 13 章 標章に付随する権利の譲渡

42. (a) 標章の出願人は、所定の条件に従い、他の個人又は法人への自身の出願申請の譲渡を登録するよう登録官に申請することができる。
(b) 標章の権利者は、所定の条件に従い、他の個人又は法人への自身の登録標章の権利の譲渡を登録するよう登録官に申請することができる。
43. 第 42 条(a)に従って標章の出願人又は譲受人が、又は第 42 条(b)に従って標章の権利者又は譲受人が、所定の費用を支払った上で、権利の譲渡の登録を申請した場合、登録官はそのような権利の譲渡を登録し、当該譲渡につき所定の方法で公開するものとする。
44. 権利の譲渡は、当該権利譲渡の登録申請が登録官に提出されない限り、有効とならないものとする。

第 14 章 登録標章の使用許諾

45. 標章の権利者は、所定の条件に従って、自身の登録標章につき個人又は法人に使用許諾を行うことができる。
46. 標章の権利者又はそのライセンシーは、所定の費用を支払った上で、当該登録標章の使用許諾を、当該使用許諾の認証付きの写しと共に登録するよう登録官に申請を行うことができる。

47. 登録官は第 46 条に従って提出された申請書を登録し、当該使用許諾を所定の方法により公開するものとする。
48. 標章の権利者又はそのライセンシーが、登録された標章使用許諾の取消を所定の条件に従って登録官に申請する場合、登録官は当該使用許諾の登録を取り消し、当該使用許諾の取消を所定の方法により公開するものとする。
49. 使用許諾は、当該使用許諾の登録申請書が登録官に提出されない限り有効とならないものとする。

第 15 章 標章登録の無効及び取消の公開

50.
 - (a) 標章が第 2 条(j)の定義を満たさないこと、又は標章が第 13 条に定める絶対的理由の一つにより登録不能であることを示す確たる証拠がある場合、いずれかの関係者の申請により、登録官は当該標章の登録が無効である旨を公開するものとする。
 - (b) いずれかの関係者の申請により、標章が第 14 条に定める相対的理由の一つにより登録不能であることを示す確たる証拠がある場合、登録官は当該標章の登録が無効である旨を公開するものとする。
 - (c) 登録官が標章登録の無効宣言の申請に関する裁判所の最終決定又は判決を受領した場合、当該登録官は当該標章の登録が無効である旨を公開するものとする。
 - (d)
 - i. (a)に基づく標章登録の無効宣言の申請は、いつでも行うことができる。
 - ii. 標章が詐欺的に登録されていない限り、(b)に基づく標章登録の無効宣言の申請は、登録日から 5 年以内に行うことができる。

- (e) 登録無効宣言の理由が当該標章の登録時に対象とされた商品又はサービスのうち幾つかのみについて存在する場合、当該標章は当該商品又はサービスに関してのみ無効宣言がなされるものとする。
 - (f) 登録官は、登録標章の無効宣言を登録し、当該無効宣言につき標章の権利者に通知を行い、当該宣言を公開するものとする。
51. (a) 標章の使用に関して利害関係を有する者の申請があった場合、登録官は以下のいずれかの理由に基づき標章登録を取り消すものとする。
- i. 出願申請日から 3 年の期間中、当該標章が当該標章登録時に対象とされた商品又はサービスに関連して取引において使用されず、使用されていないことにつき正当な理由がない場合
 - ii. 当該使用が 3 年の継続した期間停止しており、使用されていないことにつき正当な理由がない場合
 - iii. 登録標章が商品の種類、関連情報、品質、数量、意図された使用方法、価値、地理的原産、又は生産時期を特定する役割を果たす記号又は表示になり、又は現代語において一般的又は慣習的なものになり、又は取引実務において確立された記号又は表示のみにより構成されている場合
- (b) (a)に記載の標章の使用には、以下の使用が含まれるものとする。
- i. 標章の識別性を変更しないような、登録されたものとは要素が異なる形での当該標章の使用
 - ii. 連邦における標章の使用には、専ら輸出の目的のために商品又は商品のラベリング又は包装のための素材に当該標章を付すことも含まれる。
- (c) 標章の使用された期間、性質、又は産業を含めて標章の使用を証明することが必要な場合、当該標章の権利者が当該使用を証明する負担を負うものとする。

- (d) 当該標章の登録時に対象とされた商品又はサービスのうち幾つかの商品又はサービスについてのみ登録取消の理由が存在する場合、当該標章の登録は、そのような商品又はサービスについてのみ取り消されるものとする。
 - (e) 標章の登録が取り消された後は、当該登録は正式に解消されたものとみなされるものとする。
 - (f) 登録官は、登録標章の取消を登録し、標章の権利者に対して当該取消につき通知し、かつ、当該取消について公開を行うものとする。
52. 第 13 条(c)に基づき登録官が登録を拒絶し、又は登録官が取り消した標章は、何人も使用してはならないものとする。

第 16 章 地理的表示

53. 該当する商品が生産される地域において、以下の者を代表する法人が地理的表示を登録することを望む場合、当該法人は必要な要件に従って、登録官に対して登録申請を行うものとする。
- (a) 自然の産品又は天然資源から作成した商品を活用する者
 - (b) 農産物の生産者
 - (c) 手工芸品及び工業製品の製造者
 - (d) (a)乃至(c)に記載の者のためにそれらの者を代表する、該当する政府の局又は政府機関の担当官
54. (a) 地理的表示の登録申請には、下記が含まれるものとする。
- i. 申請する団体の名称、又は当該団体の代表者の氏名、国籍、及び住所
 - ii. 登録申請の対象となる地理的表示
 - iii. 登録申請の対象となる地理的表示の原産地
 - iv. 地理的表示が使用される対象商品

- (b) 以下の情報を出願申請書と共に提出するものとする。
 - i. 商品の詳細な属性、品質、又は評判
 - ii. 商品の詳細な品質、評判又は性質、及び原産地と当該商品の製造方法の関係
 - iii. その他必要事項
 - (c) 出願申請時に所定の登録料を支払うものとする。
55. 以下の場合、地理的表示は登録できないものとする。
- (a) 当該地理的表示が第2条(o)に記載の地理的表示の定義に適合しない場合。
 - (b) 提案された商品に使用される予定の当該地理的表示が、連邦の公用語において一般的又は慣習的なものである場合。
 - (c) 当該地理的表示が公序良俗、倫理、又は公共政策に反する場合。
56. 利害関係者、該当する政府の局、又は政府機関は、登録官に対し、以下の理由に基づいて地理的表示の登録の無効宣言又は取消を行うよう申請することができる。
- (a) 当該地理的表示が第2条(o)に記載の地理的表示の定義に適合しない場合
 - (b) 第54条(b)に記載の登録に必要な活動及びその他該当する要求事項の実行を自身が継続することができない場合
 - (c) 当該地理的表示が、起源たる国において保護されていない、又は保護が中止され、又は使用が中止された表示である場合
 - (d) 当該地理的表示が公序良俗、倫理、又は公共政策に反する場合
57. (a) 登録簿に記載の商品に関して特定の地域内で活動を行う者のみが、登録された地理的表示を取引に際して使用する権利を有するものとする。但し、当該商品は登録簿に記載の商品と同じ品質、評判、又はその他性質を有するべきものとする。

- (b) 登録された同音異義の名称の保護に関しては、関係する製造者を公正かつ公平に扱い、かつ需要者に誤解を与えないことの必要性に鑑み、既に登記済の名称と、後に登録された同音異義語との間に実務上十分な識別力を有することが条件となるものとする。
 - (c) 登録された地理的表示について権利を有する者は、以下の行為を防止する権利を有するものとする。
 - i. 当該地理的表示により示される地理的地域の原産でない商品につき、公衆を欺く意図をもって、何らかの形で当該地理的表示を使用する行為
 - ii. 登録された地理的表示を、不正競争行為を構成するような方法で使用する行為
 - iii. 当該地理的表示により示唆される地理的領域に原産を持たない商品について、当該商品の実際の原産地を示唆し、又は地理的表示を翻訳文において使用し、又は「類」、「グループ」、「スタイル」、「イミテーション」等の表現を伴い、当該地理的表示を何らかの形で使用する行為
 - (d) (a)乃至(c)に記載のいずれの権利も、たとえ名称が当該商品の実際の原産地を正確に示唆するものであったとしても、当該商品が他の地域から来たものであると公衆に誤解を与える他の地理的表示に関しては付与されないものとする。
58. (a) 出願が第 53 条、第 54 条、及び第 55 条に適合したものである場合、登録官は所定の方法で、出願申請書に記載の内容及び情報を公開するものとする。
- (b) 標章の登録に対する異議申立に関連する条文は、必要に応じ、地理的表示の登録に異議を申し立てることを希望する者に適用することができる。
 - (c) 登録官が異議申立書を受領せず、又は異議申立書を拒絶した場合、当該登録官は地理的表示を登録するものとする。

59. 保護付与の対象となった識別力のある性質、品質、又は評判が存在する限り、地理的表示の登録は本法に基づき有効であるものとする。
60. (a) 標章登録の出願申請が本法に基づく地理的表示の登録出願の後に行われた場合、登録官は当該標章の登録を、第 57 条に違反し又は同一の商品に関連して使用されているものとして拒絶するものとする。
- (b) 登録標章が(a)に該当することが判明した場合、当該標章は無効であると宣言されるものとする。
- (c) 地理的表示の出願を行う前に誠実に出願申請又は登録された標章が第 57 条に違反して使用された場合であっても、地理的表示の登録に関連する本法の規定にかかわらず、当該使用が第 15 章の条項に違反しない限り、当該標章は当該商品に関して使用し続けることができる。登録官は、そのような場合における地理的表示の使用を、当該地理的表示が関連性を有する標章の使用（の場合）と同様に認めることができる。
61. (a) 該当する部門又は機関は、登録された地理的表示の使用を監督するものとし、監督業務の一部を他の団体に委託することもできるものとする。
- (b) 監督業務には以下が含まれるものとする。
- i. 該当する商品が、地理的表示の登録時に対象とされた商品の説明と一致していることを確実にすること
- ii. 登録された地理的表示の市場における使用の監督
- (c) 該当する商品が、地理的表示の登録時に対象とされた商品の説明と一致していることを確実にする監督業務にかかる費用は、関係当事者らが負担するものとする。
62. 地理的表示の権利侵害に関して本法の規定及び本法に定める要求事項への違反があった場合、標章の権利侵害に関して措置を講じる旨を定める条文に従って措置を講じるものとする。

第17章 商号

63. (a) 商号は、当該商号が標章の一部を成すか否かにかかわらず、登録出願を行わなくとも保護されるものとする。
- (b) 氏名又は呼称が、当該氏名又は呼称の性質、又は当該氏名又は呼称の使用によって公序良俗又は倫理に反する場合、特に事業への当該商号の使用が取引に際し又は公衆に対して誤解を与えることに繋がる場合、当該氏名又は呼称は商号として使用してはならないものとする。
- (c) ある商号と同一又は類似する標章が、必要な承認を得ずに別の商号又は標章として使用されており、それにより公衆に誤解を与えている場合、当該商号は保護されるものとする。

第18章 国際登録出願

64. 連邦が標章の国際登録に関する協定に加盟した後、標章登録出願を行うことを望む連邦の国民又は外国人は、標章の国際登録制度を選択することを望む場合、要求事項に従って登録官に出願を提出することができる。

第19条 審判請求

65. (a) 本法に基づき登録官が行った決定に不服のある者は、本機関に対し、当該決定から60日以内に審判請求を行うことができる。
- (b) (a)に基づき審判請求が行われた場合、本機関は、登録官の決定を支持し、取り消し、若しくは訂正し、又は関係当事者に対して更なる証拠の提出を指示することができる。
- (c) (b)に従って更なる証拠が提出された場合、本機関は登録官の決定を支持し、取り消し、若しくは訂正することができる。

66. 本機関による決定に不服のある者は、当該決定の通知を受領した日から 90 日以内に、当該事案に関する申立書を、最高裁判所が管轄権を付与する知的財産権裁判所に提出することができる。

第 20 章 知的財産権裁判所の設立

67. 連邦の最高裁判所は、
- (a) 関連する管区及び州において知的財産権裁判所を設立し、知的財産権に関連する民事又は刑事訴訟について審理し、判決を下す裁判官を任命することができる。
 - (b) (a)に基づき任命された裁判官に対して、知的財産権関連事件につき審理を行い判決を下す権限及び管轄権を付与することができる。
 - (c) (a)に従って知的財産権裁判所が設立される以前においては、知的財産権関連事項につき審理を行い判決を下す知的財産権裁判所の権限及び管轄権を、管轄裁判所に対して付与することができる。
 - (d) 知的財産権裁判所により下された判決、命令、及び決定についての控訴及び訂正に関して管轄権を有することになる知的財産権裁判所の管轄権及び権限を決定するものとする。
 - (e) 管轄知的財産権裁判所に対して、第 66 条に基づき提起された訴訟につき審理を行い判決を下す権限及び管轄権を付与するものとする。

第 21 条 税関局による標章に関連する権利の保護

68. 権利者が、偽造標章が付された商品が連邦の国内に輸入された、又は輸入されている、若しくは輸入される予定であることを疑うに足る合理的理由がある場合、当該権利者は、規定される条件に従い、当該商品の商取引ルートにおける自由な流通を停止させるために税関局長 (Director General) に対して停止命令の申請を行うことができる。

69. (a) 税関局長は、
- i. 申請書の受領から 30 日以内に、第 68 条に従って、当該申請が受理又は却下された旨を出願人に対して通知するものとする。
 - ii. 出願人が申請手続に必要な全ての情報を提供しなかった場合、申請手続を一時停止し、当該通知から 15 日以内に追加の情報を提供することを出願人に要求する通知を出願人に対して送付するものとする。
 - iii. 申請書を受理した場合、規定の条件に従い、税関局に担保を提供するよう出願人に要求することができる。
 - iv. 申請が拒絶される場合、その理由を明確に説明するものとする。
- (b) 出願人がより短い期間を要望しない限り、(a)に基づく行為は 6 か月の期間有効であるものとする。
70. (a) 第 69 条に基づいて提出された申請書の受領により、又は税関局の調査結果より、輸入された商品に偽造標章が付されているという十分な証拠がある場合、税関局長は、当該商品の商取引ルートにおける自由な流通への解放を停止するものとする。出願人及び輸入者は、当該停止につき、直ちに通知を受けけるものとする。
- (b) 秘密情報の保護に影響を与えることなく、税関局長は、当該商品に偽造標章が付されているという出願人の主張を立証するために、出願人及び輸入者に対し、停止の対象となった商品を検査する十分な機会を与えるものとする。
71. (a) 出願人が停止命令通知の送付を受けてから 15 日を超えない期間内に、当該出願人が本案の裁判に繋がるであろう法的手続を開始したこと、又は知的財産権裁判所が当該商品の流通停止を延長する暫定的措置を講じたことを税関局長に通知しなかった場合、当該商品は解放させられるものとする。必要な場合、この 15 日の期限は、税関局長の決定により、規定の期限が満了する前に 15 日の追加をもって延期することができる。

- (b) 生鮮食品についての規定の期限は3日間とする。
72. 輸入者が停止命令を受けた後に当該停止命令を不服とする場合、当該輸入者は、適切な管轄知的財産権裁判所に対して当該事案を提示することができる。知的財産権裁判所は、再審要請が行われた日から30日以内に、停止の期限を改訂し、取り消し、又は追認するものとする。
73. 知的財産権裁判所が、嫌疑の商品が偽造標章の付された商品であると決定した場合、輸入者は、税関局に対し、当該商品の差押え、破棄、又は処分の費用を支払うものとする。税関局長が輸入者からそのような費用を受領しない限り、出願人が上記費用を支払う責任を有するものとし、かつ、そのように負担した費用の償還を輸入者から受ける権利を有するものとする。
74. 知的財産権裁判所が、嫌疑の商品に偽造標章が付されていない旨の決定をした場合、出願人は輸入者に対し、当該商品についての不当な停止命令及び一時的差押えの結果としての、知的財産権裁判所が決定する金額に相当する損害賠償金を支払うものとする。
75. 本章の規定は、本法に基づき制定される規則に定める旅行者の個人的な荷物又は輸入品に含まれる、偽造標章の付された非商業的性質の商品には適用されないものとする。
76. 税関局長は、世界税関機構又は他国の税関局長と、偽造標章が付されているとされる商品に関する情報を交換し、協力することができる。

第 22 章 標章の権利侵害に関する知的財産権裁判所の権限

77. (a) 権利者は、第 79 条及び第 80 条の規定する民事訴訟手続に従い、権利への損害を防ぐために、知的財産権裁判所に対し仮処分 of 申立をすることができる。
- (b) 権利者は、知的財産権裁判所において、刑事又は民事裁判を提起することができる。
78. 知的財産権裁判所は、
- (a) 標章の権利者ではなく、かつ当該標章の権利者の同意を得ていない者による第 38 条に規定する権利の行使を、本法に基づき保護される標章に関する権利の侵害とみなすものとする。
- (b) 未登録の著名な標章と同一又は類似の標章を、当該標章の権利者の同意を得ることなく、同一又は類似の商品又はサービスについて使用する行為を、潜在的に公衆に誤解を与え得る行為とみなすものとする。
79. (a) 知的財産権裁判所は、第 77 条(a)に基づき標章権が侵害された旨を主張する申請書を受理した場合、民事救済手段として以下の仮処分を行いつつ、一つ又は複数の命令を下すことを決定することができる。
- i. 標章の権利侵害、及び連邦内の商取引ルートに標章権の侵害にかかる商品（通関手続が行われた輸入品を含む。）が流入することを防止するための差止命令
- ii. 適切と判断した場合、主張される標章権侵害に関連する適切な証拠を保存するための命令
- iii. 該当する税関局により発布される停止命令を訂正し、取り消し、又は支持する命令
- (b) 知的財産権裁判所は、仮処分を行うために、出願人に以下を提供するよう指示することができる。

- i. 当該出願人が権利者であり、かつ、当該出願人の権利が侵害されており又は当該侵害が切迫していることにつき、裁判所が十分に確信を持って納得できるよう、合理的に入手可能な全ての証拠を提出すること
 - ii. 仮処分の強制執行の濫用を防止するために十分な担保金を支払うこと
 - (c) (a)に従って下された命令のとおり仮処分を行うにあたり、知的財産権裁判所は出願人に対し、（権利が）侵害されたと主張する商品特定するため、更なる情報を提出するように指示することができる。
 - (d) 仮処分の申請が行われた際に知的財産権裁判所が仮処分の強制執行の日から設定した合理的な期限内、又は期限が設定されなかった場合は仮処分を行う命令が下された日から 30 日以内に民事訴訟が開始されなかった場合、知的財産権裁判所は、被告の要請があれば、第 79 条(a)及び第 80 条(a)に基づいて下された仮処分の効果を、第 80 条(b)に影響を与えることなく取り消し又は停止することができる。
 - (e) 知的財産権裁判所が、出願人の債務不履行又は行為により仮処分を取り消し又は停止した場合、又は標章についての権利が侵害されていない、若しくは標章についての切迫した権利侵害（の危険）が存在しないと判断した場合、知的財産権裁判所は、被告の要請があれば、出願人が要請した仮処分に起因して被告が被った損害についての合理的かつ十分な賠償金を被告に対して支払うよう出願人に命令することができる。
80. (a) 知的財産権裁判所は、以下の状況においては、他方当事者から事情を聴取せず一方的に (*inaudita altera parte*) 仮処分を行うことができる。
- i. (仮処分が) 遅れた場合、権利者が回復不能な損害を被る可能性が高い場合
 - ii. 証拠が破壊されるという明らかな危険がある場合

- (b) 他方当事者から事情を聴取しない一方的な (*inaudita altera parte*) 仮処分を行うにあたり、知的財産権裁判所は、
 - i. 仮処分が行われた直後に当該仮処分につき被告に通知するものとする。
 - ii. 被告が所定の期限内に、又は期限が定められていない場合は通知の日から 30 日以内に当該通知に従わなかった場合、当該仮処分の執行を完了させるものとする。
 - (c) 被告の要請があった場合、当該仮処分を変更し、取り消し、又は追認すべきか否かを、合理的な期間内に決定する目的で再審理及び聴聞が行われるものとする。
81. (a) 第 77 条(b)に基づく訴訟においては、知的財産権裁判所は、民法及び民事訴訟法に影響を与えることなく、標章についての権利侵害に関し、以下のうち一つ又は複数の命令を下すことができる。
- i. 標章権の侵害にかかる輸入品が、その税関局における通関手続きの直後に連邦の商取引ルートにおいて流通することを防止するための差止を含む、標章についての権利の侵害を防止するための差止
 - ii. (aa) 権利侵害者に、権利者の標章についての権利の侵害に起因して権利者が被った損害を補償するのに十分な賠償金を権利者に対して支払うことを要求する命令、又は権利侵害者に、予め決められた賠償金額又は当該侵害により生じた利益、又は適切な場合はその両方を権利者に対して支払うことを要求する命令
 - (bb) 訴訟費用及び弁護士費用を含む権利者の適切な出費分を支払うことを権利侵害者に要求する命令
 - iii. 権利者の被害を防止するため、賠償金の支払なしに商取引ルートの外へ権利侵害商品を破棄又は処分させる命令

- iv. その主たる使用法が権利侵害商品の作成であった素材及び道具を商取引ルート外へ破棄又は処分をさせる命令
 - (b) (a) (iii)及び(iv)に基づく命令の発出を検討するにあたり、知的財産権裁判所は、当該命令と侵害の程度との均衡性の必要性、及び他の関係者の利益を考慮するものとする。

- 82. 個人が自身の標章についての権利が侵害されたと不当に主張したことが判明した場合、当該個人は、商品の不当な差押えを通じて損害を被った被告に対して損害賠償責任を負うものとし、知的財産権裁判所は当該出願人に対し、被告の弁護士費用及びその他費用を含む訴訟費用を支払うよう命じることができる。

- 83. (a) 知的財産権裁判所は以下の場合、既存の法律の規定、及び（適切な場合）秘密保持に影響を与えることなく、他方当事者に対し、証拠の提出を命じることができる。
 - i. 権利者が自身の主張を裏付けるのに十分な、確たる証拠を提示した場合
 - ii. 権利者が、他方当事者の管理下に存在する、主張実証に相応しい証拠を特定した場合
- (b) 正当な理由のない故意的権利侵害の場合、知的財産権裁判所は、（権利を侵害された当事者及び権利侵害者とされる者により提示された告発及び主張を含む）当該裁判所に提示された情報に基づき、肯定的又は否定的な準備的及び最終的な決定を行うことができるが、以下の場合、訴訟の当事者らは予め主張又は証拠に関して聴聞の機会を与えられるものとする。
 - i. そのような当事者のいずれかが必要な情報へのアクセスを拒絶した場合
 - ii. そのような当事者のいずれかが合理的な期間内に必要な情報を提供しなかった場合

iii. そのような当事者のいずれかが強制執行行為に関連する手続を著しく妨害した場合

84. 知的財産権裁判所が本法に基づいて開始された法的手続における違反行為について罰金を科した場合、当該裁判所は、当該罰金の全部又は一部を、権利を侵害された当事者に対して損害賠償金として支払うことを命じることができる。
85. 同一の訴訟原因について民事及び刑事手続が開始された場合、知的財産権裁判所が損害賠償を認める判決又は命令を下した民事訴訟においては、知的財産権裁判所は、支払済みの賠償金と、第 84 条に基づき認められる金銭的救済とを相殺するものとする。
86. 標章についての権利の侵害に関する訴訟に関連する強制執行に関する規定が明確に本法に含まれていない限り、知的財産権裁判所は、証拠法、民事訴訟法、刑事訴訟法、及びその他適用される現行法の規定に従って行為を行うことができる。

第 23 条 違反行為及び罰則

87. (a) 権利者の同意を得ない以下の行為につき有罪判決を受けた者は、3 年以下の懲役又は 5 百万チャット以下の罰金、又はその両方の罰を科されるものとする。
- i. 標章の偽造
 - ii. 偽造標章を商品又はサービスのために使用する行為
 - iii. 主に標章の偽造、又は商品における偽造標章の使用のために利用される素材又は道具の保有
- (b) 以下のいずれかの行為につき有罪判決を受けた者は、2 年以下の懲役又は 5 百万チャット以下の罰金、又はその両方の罰を科されるものとする。
- i. 偽造標章の付された商品の取引若しくは頒布、又は当該商品を、当該商品の取引若しくは頒布の目的のために保有する行為

ii. 偽造標章の付された商品を連邦に輸入する行為、又は連邦から当該商品を輸出する行為

88. 第 87 条に定める行為について有罪判決を受けた者が、当該行為につき再度有罪判決を受けた場合、そのような者は、3 年以上 10 年以下の懲役、及び 1000 万チャット以下の罰金を科されるものとする。
89. 連邦が批准している国際条約に従って明確に保護されている旗又は紋章を商業利用の目的で使用したことにより有罪判決を受けた者は、3 年以下の懲役若しくは 5 百万チャット以下の罰金、又はその両方の罰を科されるものとする。
90. 標章の保有者に悪影響を与える目的で登録標章を除去し、破壊し、変形させ、又は変更を加えたことにより有罪判決を受けた者は、1 年以下の懲役若しくは 3 百万チャット以下の罰金、又はその両方の罰を科されるものとする。
91. 以下の行為のいずれかにより有罪判決を受けた者は、1 年以下の懲役若しくは 2 百万チャット以下の罰金、又はその両方の罰を科されるものとする。
- (a) 標章登録証明を偽造発行し又は偽造発行させる行為
 - (b) 登録簿に不誠実に不実の商標登録をし、又は当該行為を他者に行わせる行為
 - (c) 第 52 条に規定する禁止事項に違反する行為
92. 本法への違反行為を幫助又は教唆した者は、本法において当該違反行為に関して定める罰則を科されるものとする。

第 24 条 雑則

93. (a) 本法の発効前に有効であった登録法に従って証書登記所において登録された標章の権利者、又は連邦の市場において実際に使用されている未登録標章の

権利者は、標章登録の権利を保全したい場合、本法に従って登録申請を行うものとする。

- (b) 連邦の市場で実際に使用されている標章に関しては、証書登記所において登録されているか否かにかかわらず、所定の期間の間、当該標章が使用されている商品及びサービスについて当該標章を使用する優先権が存在するものとする。

- 94. 他の現行法に含まれる相反する規定にかかわらず、

- (a) 標章の登録は、本法に従って行われるものとする。

- (b) 標章に関連する違反行為に関する訴訟は、本法に従ってのみ提起され得るものとする。

- 95. 本法に基づき付与された権限の行使にあたって登録官が行った決定がある者に影響を与え得る場合は、登録官はそのような者に対し、規定の条件に従って聴聞の機会を与えるものとする。

- 96. 登録官により発行された、適切に認証及び捺印された標章登録証の写し及び補助書類は、証拠として該当する知的財産権裁判所に提出され得るものとする。

- 97. 知的財産権裁判所は、適切と思われる場合、偽造標章の付された商品（当該違反行為に関連する器具、素材、及び道具を含む。）を公共収容として差し押さえるための執行命令を下し、又は偽造標章の付された商品（当該違反行為に関連する器具、素材、及び道具を含む。）を破棄又はその他処分することができる。

- 98. 本法の規定の強制執行に関しては、本省は中央委員会の事務機能につき責任を負うものとし、本機関が費用を負担するものとする。

99. 本省は、連邦政府の承認を得て、中央委員会、本機関及び稼働団体の公務員でない事務職員の給与及び手当を決定するものとする。
100. 本法に規定する連邦レベルの役職を保有する者の任期は通常、連邦大統領の任期と同一であるものとする。
101. 本省は、本局の各部署を知的財産権の分野毎に設置し、本省の機能を本局及びその部署に割り当てることができる。
102. 本法に定める標章についての権利の侵害（の規定）は、政府の部門及び法人が、商業的利用ではなく、連邦の国家非常事態、又は公共問題が起きた際に公共の利益のために当該標章の付された商品を利用する場合には適用されないものとする。
103. 本法に定める違反行為は重大犯罪（cognizable offence）であるとみなされるものとする。
104. 標章に関連して当事者間で生じる紛争は、友好的な方法、仲裁手続、又は訴訟手続のいずれかにより解決することができるものとする。
105. 本法に基づいて設置された中央委員会及び本機関は、全ての知的財産権に関する法律のための中央委員会及び本機関であるとみなされるものとする。
106. 本法の規定を実行するにあたり、
 - (a) 連邦最高裁判所は、規則、規程、条件、通知、命令、ディレクティブ、及び手続を決定し、発布することができる。
 - (b) 本省及び各省は、

- i. 連邦政府の承認を得て、規則、規程、及び条件を決定し発布することができる。
 - ii. 通知、命令、ディレクティブ、及び法的手続を決定し発布することができる。
- (c) 税関機能を担う省は、連邦政府の承認を得て、税関に関する規則、規程、及び条件を決定し発布することができる。
- (d) 本機関及び本局は、本省の承認を得て、通知、命令、ディレクティブ、及び法的手続を決定し発布することができる。

私は、ミャンマー連邦共和国憲法の下、以下に署名する。

ミャンマー連邦共和国

大統領

(Sd) Win Myint